

Weekly Report

第568号
令和2年9月7日

鈴木恒夫税理士事務所
株式会社鈴木経営センター
TEL 029-275-4333
FAX 029-275-4500

e-mail kaikei@suzuki.email.ne.jp
<http://www.szk-accounting.jp/>

社宅に関する税務と家賃給付金の取扱い

◆役員等に社宅を貸し付けた場合の税務

法人が役員や従業員に対して社宅を貸し付けている場合、役員等から1ヵ月当たり一定額の賃料を徴収していれば、給与として課税されません。

例えば、役員に対して借上げ社宅を貸し付けている場合、小規模な住宅であれば固定資産税の課税標準額等により算出した賃貸料相当額、それ以外の住宅は家主に支払う家賃の50%の金額と賃貸料相当額のいずれか多い金額を徴収していれば、給与として課税されません（床面積が240㎡を超える場合など豪華な役員社宅に該当する場合は除く）。

また、従業員の場合は、固定資産税の課税標準額等により算出した賃貸料相当額の50%以上となります。

◆家賃支援給付金の対象となる借上げ社宅は

新型コロナの影響により、本年5月～12月までの売上が一定以上減少した事業者を対象に実施されている「家賃支援給付金」において、借上げ社宅は賃料を法人の確定申告等で地代・

家賃として計上している場合は原則として対象となりますが、従業員等に「転貸」している場合は対象外とされています。

借上げ社宅が給付対象になるか否かについて、コールセンターで「本人負担が生じている場合は給付金の対象にはならない」といった誤った回答が行われていたこともあり混在が生じていましたが、役員や従業員から一定額の賃料を徴収している場合等については、給付対象となります。

ただし、事業者が実際に支払う家賃と同程度の賃料を徴収している場合などは「転貸」に該当し、給付の対象外となります。

労働者が申請する休業支援金の申請状況

新型コロナの影響を受けて、中小事業主に雇用される労働者が事業主の指示により休業し、休業手当を受けていない場合に、労働者の申請で休業前賃金の8割（日額上限1万1千円）を本人に直接支給する「新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金」の申請が増加しており、今月4日時点で20万7655件となっています。

同給付金は、雇用保険に加入していない学生アルバイトも対象となり、申請の際は賃金支払いの事実や休業の事実について事業主の確認が必要となるため、支給要件確認書の記載を事業主も行います。なお、事業主が協力しなかった場合は、労働局から事業主に対して報告を求めるとしています。

段階的に上げられる「たばこ税」

平成30年10月から、たばこ税の引上げと加熱式たばこの課税方法の見直しが段階的に実施されることになっており、本年10月に2回目の引上げが実施されます。これに伴い、たばこの価格も値上げされます。

なお、たばこ税については、令和3年10月まで3回に分けて1本あたり1円ずつ計3円引上げられ、加熱式たばこの課税方法の見直しによる増税は令和4年10月までに5回に分けて段階的に実施されます。